⑴　「良」又は「否」と記載する。
⑵　親機であって、1,897.344MHz、1,899.072MHz、1,900.800MHz の周波数を送信する試験を行った場合は、その旨を記載する。
6　その他
⑴　標準信号発生器１がパルス変調機能を有する場合は、パルス信号発生器は不要である。
⑵　標準信号発生器はそれぞれの周波数に対応した複数台を用いることとしているが、複数の周波数の変調信号を同時に出力できる標準信号発生器を用いることもできる。
⑶　図１において、標準信号発生器１から出力させる信号は繰り返し信号を前提としているが、１回のみ信号を発生させる方法とすることもできる。
⑷　２⑵において、トリガ条件をフリーランとしているが、標準信号発生器１の信号の立ち下がり等を用いてビデオトリガの設定ができる場合は、詳細時間関係を測定することが望ましい。
⑸　キャリアセンス動作状態に疑義が生じた場合は、スペクトル分析器のＩＦ出力とパルス信号発生器の出力を、２チャネル観測可能なオシロスコープ等により観測し、図１の時間関係を確認する。この場合は、パルス信号発生器の信号と標準信号発生器１の出力信号の遅延についても確認する。
⑹　２⑶において、送信不可能状態の標準信号発生器１のオフ時間を、連続した 15ms としているが、運用状態において親機のスロットに同期している子機においては、２フレームにわたって、同一スロット（10ms／24（広帯域スロットの場合は、10ms／12））内のレベルが－62dBm 以下の場合は、該当するスロットで送信することができる。
⑺　２⑴において、試験周波数以外の周波数に設定する標準信号発生器の出力レベルは、試験機器空中線の受信入力端子で－62dBm 以上としているが、標準信号発生器の設定を容易にするため、－59dBm 程度とすることができる。
⑻　1,895.616MHz、1,897.344MHz、1,899.072MHz、1,900.800MHz、1,902.528MHz の周波数を測定する場合は、標準信号発生器を５台用いる。親機であって、1,897.344MHz、1,899.072MHz、1,900.800MHz の周波数を測定する場合は、標準信号発生器を３台用いる。
⑼　注１において、標準信号発生器１の出力が－62dBm で電波を発射する場合は、－61dBm に設定して電波を発射しないことを確認する。なお、注２において、標準信号発生器１の出力が－82dBm で電波を発射する場合は、－79dBm に設定して電波を発射しないことを確認する。
⑽　図１において 15ms オフとしているが、疑義がある場合は連続する２フレーム以上について確認する。
⑾　４⑷及び⑽において受信状態とした後、すぐに標準信号発生器１から信号を出力することが困難な場合は、あらかじめ標準信号発生器１からの信号を出力することができる。
注１　中心周波数等を 1,895.616MHz、1,897.344MHz、1,899.072MHz、1,900.800MHz、1,902.528MHz とし、標準信号発生器を次のように設定する。
・標準信号発生器１の周波数を試験周波数とする。
・標準信号発生器１の出力レベルを試験機器空中線の受信入力端子で－62dBm とする。
・標準信号発生器２から５までの周波数を、試験周波数以外の割当周波数４波とする。
・標準信号発生器２から５までの出力レベルを、試験機器空中線の受信入力端子で－62dBm 以上とする。
注２　親機の場合は、中心周波数等を 1,897.344MHz、1,899.072MHz、1,900.800MHz とし、標準信号発生器の設定を次のようにする。
・標準信号発生器２の周波数を 1,895.616MHz とする。
・標準信号発生器３の周波数を 1,902.528MHz とする。
・標準信号発生器２及び３の出力レベルを試験機器空中線の受信入力端子で－62dBm 以上とする。
また、標準信号発生器１の出力レベルを試験機器空中線の受信入力端子で－82dBm とする場合は、次のとおりとする。
・1,897.344MHz の周波数を送信する場合は、標準信号発生器１の周波数を 1,898.45MHz 又は 1,900.25MHz とする。
・1,899.072MHz の周波数を送信する場合は、標準信号発生器１の周波数を 1,898.45MHz 又は 1,900.25MHz とする。
・1,900.800MHz の周波数を送信する場合は、標準信号発生器１の周波数を 1,898.45MHz 又は 1,900.25MHz とする。
注３　注１及び注２において、標準信号発生器２から５までは、無変調信号を連続的に出力する。

十四　不要発射の電力の基準
1　スプリアス領域

周波数帯	基準値
スプリアス領域（３を除く。）	－36dBmW

2　帯域外領域（３を除く。）

周波数帯	基準値
中心周波数からの離調が 864kHz を超え 1,228kHz 以下	－5.6dBmW
中心周波数からの離調が1,228kHzを超え2,592kHz以下	－9.5dBmW
中心周波数からの離調が2,592kHzを超え4,320kHz以下	－29.5dBmW

3　1,891.296MHz を超え 1,893.146MHz 以下及び 1,906.1MHz を超え 1,906.848MHz 未満の周波数帯

周波数帯	基準値
1,892.846MHz を超え 1,893.146MHz 以下及び 1,906.1MHz を超え 1,906.754MHz 未満	－31dBmW
1,891.296MHz を超え 1,892.846MHz 以下及び 1,906.754MHz 以上 1,906.848MHz 未満	－36dBmW

別表第八十二　証明規則第２条第１項第 21 号の３に掲げる無線設備の試験方法
一　一般事項
1　試験場所の環境
室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ 8703 による常温及び常湿（以下この別表において同じ。）の範囲内とする。
2　電源電圧
⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合
外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。
⑵　その他の場合
外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。
ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電